

地方公務員法及び地方自治法の改正について

I 改正の目的等

地方公務員の臨時・非常勤職員について

- ① 特別職非常勤職員の任用及び臨時的任用の適正を確保すること
 - ② 一般職非常勤職員について、任用制度を明確化すること
 - ③ 一般職非常勤職員について、給付体系を見直すこと
- 地方公務員法の改正
→ 地方自治法の改正
を目的とする改正

平成29年5月11日 法案可決・成立

平成29年5月17日 公布

[施行期日] 平成32年4月1日

※ 総務省は、今年度夏頃、運用通知・マニュアルを発出予定

II 改正のポイント

1 地方公務員法の改正（任用）

(1) 特別職非常勤職員の任用の厳格化

特別職の範囲を、「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査、診断等を行う者」に限定

現行

臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職（法第3条第3項第3号）

改正後

上記のうち、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。」と対象を限定

(2) 臨時的任用の厳格化

臨時的任用の対象を「常勤職員に欠員が生じた場合」に限定

現行

緊急の場合、臨時の職の場合、採用候補者名簿がない場合に、六月を超えない期間で任用（六月を超えない期間で1回限り更新可）（法第22条）

改正後

上記事由に限り、「常時勤務を要する職に欠員が生じた場合」に任用可（任期等は現行どおり）

(3) 一般職非常勤職員に関する任用制度の明確化

一般職非常勤職員を「会計年度任用職員」と新たに規定し、その採用方法や任期等を明確化

主な内容

下線部が、改正により新たに規定される内容

- 勤務形態 フルタイム又はパートタイム（※）
- 採用の方法 競争試験又は選考
- 任期 一会計年度内（同一会計年度内に限り更新可、任期について本人に明示）
- 条件付採用 採用は全て条件付とし、その期間は原則1月
- サービス・懲戒 任期の定めのない職員と同様の取扱い（ただし、パートタイムについては、営利企業への従事等制限を適用除外）

（※）一週間当たりの通常の勤務時間が常勤の職員と同一である者がフルタイム、常勤の職員と比し短い時間である者がパートタイム

2 地方自治法の改正（給与）

- 会計年度任用職員（パートタイム）について、報酬、費用弁償に加え、期末手当を支給することができるよう規定
- 会計年度任用職員（フルタイム）について、給料、旅費、手当の支給対象に規定し明確化

〈参考〉一般職非常勤職員に対する給付体系の改正内容

勤務形態	支給内容	
	現行	改正後（会計年度任用職員）
パートタイム	報酬・費用弁償	報酬・費用弁償 + 期末手当
フルタイム	給料・旅費・手当	給料・旅費・手当（明確化）